

◆◆◆————— 2025.12.24 ———◆◆◆

一般社団法人 日本介護支援専門員協会  
メールマガジン No. 1383

◆◆◆

.....【お知らせメニュー】.....

1. 社会保障審議会介護保険部会（第131回 R7.12.15）  
一ケアマネの新類型、住宅型ホームで創設 定額報酬・1割負担で導入  
厚生労働省提案
  2. 他団体・企業からのお知らせ
  3. 最近の介護保険最新情報
- .....

◆————— 【1】社会保障審議会介護保険部会（第131回 R7.12.15）

一ケアマネの新類型、住宅型ホームで創設 定額報酬・1割負担で導入  
厚生労働省提案

【記事作成：介護ニュース Joint】

□厚生労働省は15日の審議会（社会保障審議会・介護保険部会）で、住宅型有料老人ホームの入居者のケアマネジメントで原則1割の利用者負担を徴収する案を示しました。介護費の伸びの抑制につなげる狙いがあります。

居宅介護支援に利用者負担を導入するという形はありません。住宅型ホームの入居者に特化した仕組みとして、ケアプランの作成や生活相談を担う新たなサービス類型を創設することを提案しました。2027年度の制度改正・報酬改定での導入を見据え、これから具体的な制度設計の検討を深める構えです。

新たなサービス類型の対象となるのは、今後の導入が検討されている「登録制（事前規制）」が適用される住宅型ホームの入居者です。この登録制は、中重度の要介護者や医療ケアを要する高齢者らを受け入れる住宅型ホームが対象となります。

厚生労働省は新たなサービス類型の報酬について、現在の居宅介護支援のような

出来高払いではなく、介護付きホームのような定額報酬とする案を提示しました。あわせて、利用者負担は定率（原則1割）としてはどうかと提案しました。

事業所の人員配置基準については、ケアマネジャーだけでなく生活相談員の配置を求める構想も示しました。ただ、厚生労働省の関係者は「具体的な報酬の水準や基準のあり方は今後の検討次第」と強調。新たなサービス類型の創設が決まれば、2027年度の介護報酬改定に向けて細部を詰めていくと説明しました。

厚生労働省は新たなサービス類型を創設する意義について、ケアマネジメントの透明性・独立性の担保や相談支援機能の強化などをあげました。既に定率の利用者負担があり、ケアマネジメントが内包されている介護付きホームとの制度的な公平性も考慮しました。

業界の関係者の間では、居宅介護支援の利用者負担の導入に反対する声が大勢を占めているため、それと一線を画す意図もあります。施策のスキームを峻別することで、居宅介護支援への議論の飛び火を遮る思惑が働くいたとみられます。

当協会より委員として出席した小林広美副会長は、「住宅型ホームの健全性・透明性の担保と居宅介護支援の利用者負担の導入は、明確に分けて議論すべき。新たなサービス類型についても、利用者が中立公正な支援を受けられるようケアマネジメントを体系化すべきで、それがなされないまま利用者負担だけが導入されれば、請求業務の煩雑化などの課題が生じると懸念される」と述べました。

そのうえで厚生労働省事務局に対し、「今回の利用者負担の導入はあくまで住宅型ホームの新たなサービス類型の話であり、既存の居宅介護支援とはまったく別の話という認識でよいか」「セルフケアプランの作成による囲い込みの課題にどう対応するのか」の2点を質問しました。

厚生労働省事務局はこれを受けて、「新たなサービス類型は、従来の居宅介護支援とは別に法令に位置付けることを想定している。居宅介護支援とは別の話というのは、ご認識の通り」と明言しました。続けて、「セルフケアプランの悪用についても、いわゆる囲い込みの問題とあわせて必要な対応を検討していく」と応えました。

厚生労働省は今後さらに調整を進め、年内に施策の方向性を固める予定です。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_67187.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67187.html)

◆—————  
【2】他団体・企業からのお知らせ  
—————◆

□厚労科研費研究および日本脳卒中学会のプロジェクト

脳卒中診療において今後目指すべき回復期診療の検討及び回復期や維持期・生活期における診療体制の充実に資する臨床指標を確立させるための研究

□脳卒中患者へのサポートで活躍されている会員の皆様に、重視している必要な情報・不足していると感じる情報・多職種と供したい情報等に関するアンケート協力のお願いです（全5問）。

□回答フォーム

<https://redcap.jichi.ac.jp/rksc/surveys/?s=LHAJAEYRJAMTXKJ9>

回答期限 令和8年1月16日（金）

◆—————  
【3】最近の介護保険最新情報  
—————◆

□介護保険最新情報 Vol.1449

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

<https://www.jcma.or.jp/?p=910059>

□介護保険最新情報 Vol.1450

令和6年度介護保険事務調査の集計結果について

<https://www.jcma.or.jp/?p=910118>

□令和7年度「本人の意向を尊重した意思決定のための指導者研修会」の実施について

<https://www.jcma.or.jp/?p=910122>

- 令和7年度「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会」（第4回）  
の実施について

<https://www.jcma.or.jp/?p=910127>

- 「物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金」に係る  
融資対象の追加について

<https://www.jcma.or.jp/?p=910121>

◆————◆ 現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン） ◆————◆

- 実例から学ぶ！ケアマネジャー人材確保のヒント  
～厚労省の動向と実例から読み解く、これからの採用戦略～  
<https://www.jcma.or.jp/?p=899676>

- 法的視点からの介護支援専門員業務  
～介護支援専門員の業務範囲の考え方に関する研修会～  
<https://www.jcma.or.jp/?p=907606>

◆————◆ 【広告】20周年記念全国大会スペシャルスポンサーのご案内 ◆————◆

今年度開催された「第19回一般社団法人日本介護支援専門員協会20周年記念全国大会」のスペシャルスポンサーのご紹介です。

パラマウントベッド株式会社 <https://www.paramount.co.jp/>  
株式会社最中屋 <https://monakaya.com/>

#### 【広告】【全会員様向け特別特典】

介護業務支援「むすぼな AI」3か月無償トライアルのご案内

申込期間：25年12月～26年2月まで（先着500名様）

※申込状況により希望に添えない場合があります。

むすぼな AI 1周年記念といたしまして、初期費用を 25 年 12 月より大幅に見直しをいたしました。

【価格】初期費用：通常コース 20万円⇒9.8万円 居宅向けコース 3万円⇒1.98万円

### ■ むすぼな AI とは

ケアプラン・各種帳票作成を簡単にし、事務負担を大幅軽減する介護特化 AI です。

3か月無償トライアルへのお申し込みはこち

[https://docs.google.com/forms/d/1aiHkYnMFB\\_IRu5KnRsHEs2N442ohLFjyWdvOR6szi-0/edit](https://docs.google.com/forms/d/1aiHkYnMFB_IRu5KnRsHEs2N442ohLFjyWdvOR6szi-0/edit)

#### □ご登録アドレスについて

- ・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。  
(会員専用 My ページ>会員情報の変更)

[https://www.jcma.or.jp/?page\\_id=28](https://www.jcma.or.jp/?page_id=28)

- ・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。
  - ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

#### □メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
  - ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など

等幅フォントでご覧ください。

- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

\*\*\*\*\*

発行：一般社団法人日本介護支援専門員協会

メール [info@jcma.or.jp](mailto:info@jcma.or.jp)

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>

\*\*\*\*\*